

京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第8条の規定により、「(仮称)京都駅東南部エリアプロジェクト(チームラボミュージアム京都ほか)建設事業に係る配慮書案」が提出されましたので、条例第9条第1項の規定に基づき、次のとおり公告するとともに、配慮書案を縦覧に供します。

また、条例第11条第1項の規定により、配慮書案の内容について、環境配慮の観点からの意見書を次の6のとおり提出することができます。

令和4年10月21日

京都市長 門川 大作

1 事業者の名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地

京都駅東南部エリアプロジェクト有限責任事業組合

代表組合員 チームラボ株式会社 職務執行者 猪子 寿之

京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町390-2 Question内

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

代表取締役社長 辻上 広志

東京都千代田区外神田四丁目14-1

2 対象事業の計画の名称、種類及び規模等

(1) 名称

(仮称)京都駅東南部エリアプロジェクト(チームラボミュージアム京都ほか)建設事業

(2) 種類

建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業

(3) 規模

延べ面積 約12,100㎡

3 事業実施想定区域

京都市南区東九条東岩本町15番3、19番1、21番5、25番21

#### 4 配慮書案の縦覧の場所、期間及び時間

##### (1) 縦覧の場所

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

##### (2) 縦覧の期間

令和4年10月21日から同年11月21日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

##### (3) 縦覧時間

「午前9時から正午まで」及び「午後1時から午後5時まで」

#### 5 配慮書案を掲載するホームページのアドレス

京都市環境政策局環境企画部環境管理課のホームページから、配慮書案を閲覧することができます。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000304695.html>

#### 6 意見書の提出期限等

##### (1) 提出期限

令和4年10月21日から同年11月21日まで（必着）

##### (2) 提出先

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

##### (3) 意見の内容について

「環境配慮の観点からの意見」に限ります。

(環境政策局環境企画部環境管理課)